

# 街づくり条例に基づく懇談会

## ～(仮称)3市共同資源物処理施設と都市計画の手続きについて～

- 1 開催日時・回数 平成29年3月24日(金)、25日(土)、3回  
 2 参加人数 延べ73人

※当日欄の「○」は、懇談会の当日に回答した項目です。後日欄の「○」は、懇談会当日に意見として寄せられた場合や別の方が続けて発言した場合に未回答となっていた項目に対する、後日の見解です。

当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
<b>【①施設の必要性について】</b>			
1	○	・現在の民間委託で問題ないのではないか。公設で建設する理由がわからない。	東大和市内に民間事業者がいないため、市内での委託はできません。市外業者への民間委託は、先方の自治体の了解が必要です。この先、相手先の自治体の了解をいただけるとい将来的な約束はありません。
2	○	・本当に必要な施設なのか。市の29年度予算をみると、民間委託によるコスト的なメリットが、約3900万円であり、委託するほうが市にとってメリットがあるのではないのか。	民間委託について、東大和市から出た廃棄物を他の自治体の業者に出す場合、民間事業者が所在する自治体と協議する必要があります。自治体間の協議が整わなければ契約ができないので、民間委託については、継続処理が安定的に約束されていません。
3	○	・施設建設は税金の無駄使いである。民間を活用できるのであればそれを活用すべき。	
4	○	・民間施設の処理能力の強化、という選択肢はないのか。	
5	○	・民間委託で持ち込み先の自治体に拒否されたことがあるというが、武蔵村山市が受け入れを拒否した事例はない。委託に不安があると言うならば、その根拠を示してほしい。	民間の強化となりますと、東大和市内の事業者であれば検討できますが、他の自治体の場合は困難と考えます。  確かに過去にもないということで、お答えをいただいておりますが、将来に亘って拒否しないという保証はありません。どこの自治体も自分たちの町の廃棄物処理を優先して処理しなければならぬので、何かが起こったときのことを考えると厳しい。また、他の町に断られたケースが実際にあります。かつては23区でごみ戦争が起きたくらいです。
6	○	・民間委託が不安定というのは4団体の中で東大和市のみが言っている。	
7	○	・施設を建設しても、小平市のプラスチック1,600t/年しか減らないのに、焼却場への搬入量117t/日が減量するとの説明は誤解を与える。事実と異なるのではないのか。	現在の衛生組合の焼却施設の処理能力は360t/日です。現在の焼却炉の更新については243t/日を上限に計画を進めています。したがって、117tは処理能力の比較によるものです。
8	○	・小平市の1,600tの数字の根拠(調査方法と結果)にも疑問がある。	小平市のごみ量に関しては、当市から、あまり細かい話はできません。
9	○	・小平市のプラスチックだけなんとかすれば良いのではないのか。連絡協議会でも投げかけているが、その説明はなかった。	ごみ処理施設の更新へ向け、3市での排出基準の統一を検討中です。その中で、小平市では平成31年4月を目途にプラスチックの排出方法の変更について、検討しております。
10	○	・日の出町の最終処分場への貢献とあるが、焼却灰はエコセメント化されるので純粋に埋め立て量が減るわけではない。	確かに灰については埋め立てはしていません。しかし、灰の搬入車輛を減らすことには、つながります。
11	○	・他市が有料化することが日の出町の最終処分場への貢献になる。	有料化も含めて、ごみの減量化を行う必要があります。

	当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
12	○		・23区では焼却している。	25市1町の状況では、基本的には容器包装プラスチックはリサイクルしようということになっています。
13	○		・2品目のうちペットボトルはリサイクル方法が確立されている。容リプラは焼却するしかない。	
14		○	・税金を無駄にしてよいのか。焼却場の更新が今、必要なこと。	将来に亘って廃棄物の処理を安定して行うことが重要と考えます。ごみ焼却施設の更新の前提として、施設規模の縮小と併せて、小平市は新たに(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の建設用地を提供し、東大和市は市内に資源物処理施設用地を確保する必要があります。
15	○		・6品目を2品目にできたのであれば、同じように0品目にできないのか。	真に必要なものということで、2品目に減らした経緯があります。2品目をやめても処理はやらなければなりません。どういう形で処理するかという違いだけです。
16	○		・小平市が民間委託すれば済む話ではないか。	小平市のことなので、この場での回答は難しいです。
17	○		・有料化による減量化が先ではないか。	小平市及び武蔵村山市のことなので、この場での回答は難しいです。
18		○	・ごみ収集について、小平市は無料であり、それを有料化すればよいだけ。	有料化はごみの減量への一つの方策であり、有料化するだけで減量が終わるものではありません。
19		○	・組合としては、中島町の焼却炉の更新と資源化施設の建設の、どちらが優先なのか。	基本構想の考えは、システム全体を循環型社会にふさわしいものに変えていくことにあります。3市においては、資源化施設、不燃・粗大ごみ処理施設、焼却施設のすべてが非常に重要な施設なので、優先順位はつけられません。
20		○	・組成分析の数値もバラツキがあり、実施計画の数値が本当に正しいのかと懸念している。数字の根拠など、過去の質問に対する回答が無い。	組成分析については、場所や時期などによって差が生じます。計画施設の施設規模算定のための資源の排出量(g/人・日)は、小平市の行った組成分析の結果を、他市の実績と比較し、衛生組合が算定しています。

### 【②建設予定地について】

1	○		・土地が狭い、リスクが多い、納得いかない。	土地については、東大和市が自ら施設を設置してきた場所でもあります。宅地化が進んでいる現状等から、新規に用地を求めることは難しい状況です。したがって、6品目から2品目へ変更し処理をさせていただきたいということです。  用地の選定は、候補地を挙げてきちんと議論したほうが望ましいと考えますが、東大和市はこの場所で平成6年から資源物の処理を開始しております。また、市内の工業地域で新たな用地を取得することは、難しい現状があります。
2	○		・桜が丘に、というのが反対。	
3	○		・候補地は無効であり、場所の選定からやり直すべき。	
4	○		・水道事務所跡地など、ほかにも候補地があるはず。	
5	○		・これだけ住宅地に近接している場所で建設した事例はあるか。具体的にどこか。	
6	○		・場所を再考すべきである。立川市も小平市も中心市街地に建設していない。	
7	○		・他の候補地との比較検討がなされておらず、選定過程で住民参加の機会がない。	

	当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
8	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>3市の首長の合意はあったのかもしれないが、他の候補地との比較検討がない。3市の順番やバランスはわかるが、他の場所できないのか。</li> </ul>	<p>代替案については、従前3市の市長が出席した説明会の中で、代替案があればいただきたいという話をさせていただいた経過の中で、行政と市民が一緒になって代替案には漕ぎ着けませんでした。また、当該地は、平成6年からリサイクルを行っている場所であることから、その姿を大きく変えるものとはなっていません。</p>
9	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>選定当時と周辺状況が大幅に変わっている中、なぜそこに必要なのか、明確な理由が示されていない。</li> </ul>	<p>現状が違うのは事実です。施設については周辺環境と調和を図りながら造らないといけないと考えています。処理品目を2品目とし、車両搬入出の平準化や搬入曜日の調整を行うので、ご理解ご協力をいただきたいと思います。東大和市として3市の枠組みの中で、今のリサイクル施設の用地を活用していくことが、一番協力ができる現実的なものと考えます。</p>
10	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業地域の当初指定の時期と現在では現状が異なる。近隣には老人施設、住宅、給食センター、スーパーがある。</li> </ul>		
11	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年から暫定リサイクルセンターを運営していたというが、当時とは状況が異なる。</li> </ul>		
12	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設を市内に建設しなければならないのはなぜか。</li> </ul>	<p>東大和市として、この用地で平成6年からリサイクルをスタートしてきています。新たな用地の取得となると難しい現状があります。また、東大和市もいつまでもプレハブで施設運営をしていくわけにはいかないということがあります。</p>
13	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>3市の中で裏取引があるのではないか。</li> </ul>	<p>昭和40年代から長い間、3市で一部事務組合による共同処理を実施してきており、この枠組みを今後も続けていくためには、東大和市としても、一定(4団体で決定したこと)の協力をしなければならないと考えています。</p>
14	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>組合は契約済みとのことだが、本当に当地が適地なのか。15年前と周辺環境は変わっている。</li> </ul>	<p>都市マスタープランにこの施設の位置づけがありますが、そこには周辺環境に配慮すると書いてあります。周辺環境には配慮した施設になっていると考えています。また、周辺環境については確かに15年前とは現在とでは違うのが事実です。検討を始めました15年当時は6品目ということで、それについては厳しいだろうということで、ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目に減らし、現状に至っております。</p>
<b>【③コストについて】</b>				
1	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地から離れた場所に住んでおり、関心がなかったが、建設コストの問題と、安全安心の懸念があると思う。</li> </ul>	<p>建設コストに関しては、建設費25億4,495万4,000円、ランニングコストは2億円から2億4,000万円と試算しています。環境対策を最も水準の高いものに設定しています。大気汚染防止法の規制対象施設ではございませんが、VOCに関して敷地境界における数値として厚生労働省の室内空気汚染(シックハウス)に関する検討会で審議され定められた400<math>\mu</math>g/m<sup>3</sup>を性能保証値としています。</p>
2	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設費が13億から25億に膨れ上がり、ランニングコストも含めて、市としてここまで費用をかける必要があるのか。</li> </ul>	<p>住宅地が近接し、プラスチックを圧縮するとき生じる揮発性有機化合物(VOC)による健康被害への懸念の声が出ているので、環境対策を十分に行なわなければいけないと考えます。</p>

	当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
3		○	・ 暫定リサイクル施設を更地にする際に一時的に民間委託で処理できるのだから、(建設コストが高騰している)オリンピックが終わるまで待てばよいのでは。この時期にどうしても建設しなければならないのか。	本施設の建設は待ったなしの状況です。本施設の建設が遅れることは、平成33年度までの耐用年数となっている、ごみ焼却施設の更新が出来なくなることになります。また、基本構想に基づいて当市を含む4団体が決定した本施設の建設を、当市の理由のみで延期することは、衛生組合を組織している小平市及び武蔵村山市に影響を及ぼすことから、3市共同の枠組みの存続や今後の東大和市の廃棄物処理にも影響が生じます。
4		○	・ 建設コストが高騰し、事業費が上昇している。オリンピックが終わりコストが落ち着くまで見送って、住民対話をすべき。	
5		○	・ 25億はオリンピックによるコスト増もあると思うが、現状、困っている訳ではないのに何故急ぐのか。	現在、武蔵村山市内の民間事業者に容器包装プラスチックを委託しています。幸い毎年契約はできていますが、この先も契約できる保証がありません。現に東大和市が他のリサイクル品目を別の自治体に入れさせてほしいとお願いしたところ断られております。このような現実を目の当たりにしているので、民間委託に頼ってはいけないと危惧を感じております。
6		○	・ 連絡協議会は半径800mとのことだがこれだけの税金が投入されることを全市民に説明していない。	基本構想や実施計画など、過去3市において市民説明会を開催し、適宜適切な時期に説明を行ってきました。
7		○	・ 3市民の負担がどれだけ増えるのか、ランニングコストも含めて、コストがこうなりまじすというのを公表すべきである。	理事者とも相談し3市の部分も含めて、どのような形で公表するか、検討させていただきます。
8		○	・ 「全市民にコストを周知する機会を設けるべき」という意見があった旨を市長に伝えてほしい。	伝えます。
9		○	・ イニシャルコストは25億とのことだが、ランニングコストは明示されていない。	ランニングコストは2億円から2億4,000万円を見込んでいます。
10		○	・ 最終的に市民の負担になる訳だから、負担がどれくらい増えるのかを全市民に周知してから都市計画手続きを進める必要があるのではないのか。	基本構想や実施計画など、適宜、3市の市民へ説明会を開催し、併せて衛生組合の広報紙でも周知してきておりますが、今後も丁寧な説明をしていきます。
11		○	・ 周辺環境に配慮して対応するのは良いことだが、結果として市民の負担になる訳で、ずさんというしかない。	市民が生活を営むうえで必要な施設であり、衛生的な生活をするためには必要な経費と考えております。
12		○	・ 最後はコストの問題である。建設するメリットがあるなら市民の負担増でも止むを得ない。それを示すべきだ。	3市共同資源物処理施設は、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置付けにあり、市民生活に必要不可欠な施設として公設で設置していくものです。施設を設置できない場合は、この枠組みから外れることになり、結果として、3市共同の枠組みや今後の東大和市の廃棄物処理にも影響が生じます。
<b>【④事業の進め方について】</b>				

	当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
1	○		・4団体の合意内容は「周辺住民の理解を得て進める」とあるが、これを無かったこととして進めている。	このような施設につきましては、なかなか全員のご理解を得るということは難しい施設であると考えます。今後とも地域連絡協議会の中で説明に努めていきたいと考えています。
2	○		・過去の確認書の「地域住民の理解」とは何だったのか。30数回の連絡協議会の積み重ね(実績)が同意になるのか。	
3	○		・何を持って合意形成が図られると判断するのか。連絡協議会の回数ではないはず。	
4	○		・連絡協議会では合意も同意もしていないが、今後どう進めるのか。	
5	○		・平成25年1月8日の合意文書には周辺住民の理解を得ることとある。「合意が得られたとは言い難い」と判断したにも関わらず平成25年11月29日の合意文書に進んだのはなぜか。説明が足りない。そのまま進めるのはおかしい。立ち止まるべきだった。理解なくして進められる根拠は何か。	平成25年1月8日の3市共同資源化事業に関する基本事項確認書に基づき、同年2月から3月に説明会を開催し、7月には「3市共同資源化事業の今後について(報告)」をまとめました。この報告書では、理解を得られたとは言い難いと判断したところではありますが、焼却炉の更新を行う上で、なくてはならない事業であるとの確認から、同年11月29日に3市共同資源化事業に関する確認書を締結し、現在、そのもとに事業を進めています。
6		○	・苦言である。都合の悪いことも資料に掲載すべき。平成25年1月8日の合意文書「周辺住民の理解」について今日の資料には書かれていない。	本懇談会の資料に、すべてを掲載することは困難です。合意文書等につきましては、衛生組合のホームページに掲載しておりますので、広く周知しております。
7		○	・施設の必要性について説明がないまま、どんどん進んでいる印象がある。	過去、3市の市長出席による説明会を開催し、施設の必要性について説明させていただいておりますが、今後も丁寧な説明に努めていきたいと考えております。
8	○		・組合議会において賛否同数の後、議長採決となったと聞いた。十分な議論が尽くされていないのではないか。半数は「必要ない」ということではないのか。	1票の差であっても民意として基本的には可決されています。その中で、予算も確定しており、契約も成立し、建設に向けて進めています。
9		○	・もっと入り口の段階で議論するべきだと考える。	3市共同資源物処理施設は、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくために、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置付けにあり、市民生活に必要不可欠な施設として公設で設置していくものです。施設を設置できない場合は、この枠組みから外れることになり、結果として、3市共同の枠組みの存続や今後の東大和市の廃棄物処理にも影響が生じます。
10	○		・周辺住民の理解なくして進められているのはなぜか。	焼却施設は平成33年までしか延命化していません。東大和市内で焼却施設を用意して運営していくという選択肢が取れない以上、現状は小平市の中島町にお願いをせざるを得ません。事業の枠組みの中で、施設建設は必要と判断しますので、建設についてご理解いただきたい。
11	○		・合意形成が図られていないことに対し、今後どのように対応していくのか。	
12	○		・連絡協議会の対象範囲はどのように決めたのか。	住民の方々の要望によって、範囲を設定しました。

	当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
13		○	・連絡協議会、陳情、市長への手紙等ことごとく住民の意向は無視されてきた。	ご意見をいただいた内容に応じた回答はさせていただきます。また、陳情におきましても適切に市議会に対応させていただいていると考えております。
14		○	・これだけの反対がある中で、長きに渡り民意が反映されていない。	衛生組合の構成市から選出されている衛生組合議会において、建設の是非につきましてはお諮りしております。そのことから、民意を反映した対応をしていると考えております。
15	○		・今回の懇談会の結果をきちんと市長に伝えてほしい。一度、立ち止まってどこに建設すべきかを再検討するよう伝えてほしい。	伝えます。
16		○	・市長は施政方針で住民増、住宅地としてまちづくりを行うと言っている。しかし、今の計画では住民は出て行ってしまおうし、入ってくる人もいなくなる。	施設の建設は、市民生活に必要なものと考えます。また、生活環境影響調査を実施しており、加えて、十分な環境対策を実施いたします。
<b>【⑤環境への不安】</b>				
1	○		・安全だと強調するがそのデータが示されていない。近隣スーパーや給食センターの食品への影響もあるはず。	施設の安全について、生活環境影響調査を行っています。この調査の予測につきましては、施設からの影響が少なく見積もられることがないように、悪条件側をもとに予測を行っています。その結果、施設が周辺に与える環境面の影響は軽微であると判断しています。
2	○		・施設のトラブル時を想定した二重、三重の予防策を講じるべきではないか。	施設の故障については、メーカーサイドと何度もヒアリングを重ねる中で、最大でも3日あれば修理可能な施設であるという回答をもらっています。
3	○		・数年前に杉並区で健康被害が問題になった。不安を感じる。	いわゆる杉並病といわれている施設と今回の施設は大きく違います。かつて杉並中継所という施設があり、そこは、不燃ごみを一時的に集め、大型車で運んでいくための積替え施設でした。今回の施設は家庭から出るペットボトルや食品がくるまれている物などの容器包装プラスチックだけを処理する施設です。
4	○		・気密性が保たれているといっても、付近で散歩していれば人体には影響があると思う。	搬出車については、天蓋付きのもので蓋をして搬出します。また、処理後の資源物は、ブロック状にしたものをオーバーラッピングしますので、中のガスは出ません。
5	○		・気密性があるとのことだが搬入出の際に露出するのは。	
6	○		・化学物質全てをカバーしている訳ではなく、未知の物質もある。	確かに未知の物質もありますが、今回の施設は一般家庭から排出されるペットボトルや容器包装プラスチックのみを処理する施設です。また、生活環境影響調査を実施しており、問題ないと評価しています。
7	○		・環境への影響を懸念しており、VOC以外の要素もあるのではないかと。ぜんそく、アレルギーの子どもは引越さなければならぬ。	一般家庭から排出されるシャンプーや洗剤、菓子袋という臭いのついたもの全てがVOCです。これを除去することを考えておりますので、影響は軽微であると考えます。また、全体を通しては、生活環境影響調査を実施していることから、問題ないと考えています。

	当日※	後日※	主な意見・質問	当日の回答(後日の見解 ※)
<b>【⑥都市計画について】</b>				
1		○	・街づくり条例の目的と基本理念には「市民等相互の信頼関係」とある。このまま進めることは、街づくり条例の理念に反する。	施設の必要性などにつきましては、丁寧な説明が必要であると考えています。
2		○	・賛成でも反対でもないが、建設するメリットを明確にして、全容を示して市民の理解を得てから都市計画の手続きを進めるべき。	
3		○	・現在の土地利用を踏まえると工業地域は変更すべきであったのではないか。	工業地域は、建築可能な用途が多い上、高度制限や日影規制がないため、住居系用途への変更は、不適格建築物を生み出すとともに、建替時に同等の大きさの建築物が建てられないことから困難であります。
4		○	・都市計画決定は、用途地域や周辺の基盤整備状況を踏まえるとあるが、基準に合致しているだけの視点なら政策的ではない。	用途に関する規定など、都市計画法や建築基準法で定められた事項は、順守する必要があります。
5	○		・街づくり条例には「市民意見の反映」に努めるとあるのだから、どのような意見が反映されたのかを、住民に示すべきだ。	反映した意見については、示していきます。
6	○		・懇談会の位置付けは何か。都計審に報告することのことが単なる手続きの一環なのか。	懇談会でいただいたご意見については、都市計画審議会に適時報告していきます。いただいた意見の反映については審議会の考え方です。
7	○		・都決の条件に周辺環境への配慮とあるが、近隣には老人施設、社宅、給食センター、スーパーもある。	周辺環境には、配慮した施設になっていると考えています。
8	○		・都市計画上、住民の合意形成は必要なのか。	都市計画法上、都市施設の都市計画決定に際して、住民の合意形成を必要とする規定はありません。
9		○	・平成15年の桜が丘二丁目地区計画の内容を信頼して引っ越してきた。市民の信頼を損ねる。	地区計画で定めた制限は、地区計画の区域外には及びませんが、3市共同資源物処理施設の建設に当たっては、周辺環境への配慮を図る必要があると考えています。
<b>【⑦賛成意見】</b>				
1		○	・当市は焼却場を持たず、中島町に負担を強いてきた。前市長は対案を示さなかった。小平市民が怒るのも当然。東大和市だけの都合で建設しなければ当市のごみはどこに持っていくのか。小平市の市議は必要という認識で結束している。ごみ処理は3市の信頼関係の上で成り立っている。	東大和市としては、小平市、武蔵村山市及び衛生組合との約束を履行し、信頼関係のもと、今後も3市の枠組みの中で、廃棄物の安定処理に努めてまいりたいと考えております。
2		○	・反対する人の意見もわかるが、焼却ごみはどこに持って行っているのか。中島町である。二枚橋の例もある。止むを得ないものは止むを得ないのだ。現市長の下で事業を進めるべき。焼却灰は日の出町の最終処分場に搬入しているが、永久に埋め立てできるわけではない。	
3		○	・地域住民もいろいろな気持ちをお持ちでしょうし、衛生組合も一生懸命取り組んでいる。みなさんと合意の中でうまくいってほしい気持ちで見守っている。	